

<p><b>1.1 種あゆ放流事業費補助金</b></p> <p>琵琶湖産の稚アユは再生産による効果がほとんどないことがわかつてき ており、補助金の効果の面で問題がある。河川環境の保全、稚アユ放流の 効果の面から見直しをかけるべきである。【意見】</p>	<p>未利用となつてゐる海産稚アユを琵琶湖産稚アユにかわる放流用種苗と して有効活用できるかを検証するため、平成 15 年度から 17 年度まで、三 重県内水面漁業協同組合連合会に委託して、海産稚アユを効率的に採集する ための、時期、場所、方法等について検討するとともに、採集した種苗を放 流サイズまで中間育成する手法を開発します。</p> <p>平成 15 年度は本県沿岸域における稚アユの生息状況や、先進県での海産 稚アユ利用状況等について情報収集を行った結果、海産稚アユ約 1 万尾を深 取することができ、数万尾単位で海産稚アユを採集することが可能であると 推定されました。</p> <p>しかし、他県の事例から来遊資源量の年変動が大きいことが予測されるの で、引き続き来遊場所や時期等について調査をすすめ、効率的かつ安定的な 採集方法の検討を行うとともに、中間育成手法を確立し、海産稚アユを生態 系に配慮した放流用種苗として積極的に活用するための技術開発をすすめ ます。</p>
<p><b>1.2 食肉処理施設経営改善対策事業費補助金</b></p>	<p>① 「三重県食肉流通再編統合の基本的方向（平成 13 年 3 月）」に基づき、 食肉流通再編検討推進ワーキング、四日市及び松阪食肉流通協議会を開催し、再編統合の推進 を図るとともに、四日市、松阪の両公社の経営改善に取り組みました。</p> <p>② 畜料金の値上げ、奨励金単価等の見直しを行い、平成 16 年度の補 助金額を削減しました。</p>
<p><b>1.3 市場機能強化対策事業費補助金</b></p>	<p>① （株）松阪食肉公社、（株）四日市畜産公社とも赤字経営が続いている り、一刻も早く施設の一元化、適正規模への再編を行い、稼働率を上げ る必要がある。【意見】</p> <p>② 食肉処理施設の再編に合わせて、と畜料金、奨励金、補助金のあり方 を再検討する必要がある。【意見】</p>
	<p>また、公と民の役割分担を明確にする検討を行いました。</p>

テーマ・区分・内容		対応結果
<b>II 下水道施策に関する財務事務の執行及び財団法人三重県下水道公社の出納その他事務の執行について</b>		
1. 下水道チームの財務事務について	監査要点：市町村への補助金、助成金の財務事務の合規性及び効率性	<p>下水道事業に関連して支出される環境整備事業負担金は、総事業費の一 定割合を支出の目安としているが、むしろ県民にとって本当に必要とされ る環境整備事業を対象として支出する方向を検討してはどうか。負担金支 出の算定方法につき、視点を変えての見直し検討も必要である。【意見】</p> <p>今後、環境整備の必要が生じた場合は、意見を踏まえて対応することと しました。北勢沿岸流域下水道（南部処理区）浄化センター第2期建設工事に伴う 環境整備事業負担金について、梅町及び地域住民との協議により公益的 な施設を選定し、全体計画を策定のうえ年次計画に基づき支出しまし た。</p>
監査要点：人件費の計上区分の合規性	流域下水道事業特別会計と一般会計で計上すべき人件費についてディ スクロージャーの観点から検討する余地がある。併せて、長期的な課題と して当該人件費の負担区分のルール化を検討する必要がある。【意見】	<p>下水道の効用には、県民全体会が負担すべき公共用水域の水質保全が図ら れるということど受益者が負担すべき生活環境の改善とがあります。し たがって、一般会計と流域下水道事業特別会計の双方で人件費を計上し ています。</p> <p>流域下水道事業の負担区分の明確化は全国的な課題となることから、国や おいても負担区分について検討をはじめるとこらであります。また、国や 他県の情報を収集しながら、流域関連市町村等と長期的な視点に立って 検討していきます。</p> <p>なお、平成15年度末をめどに作成中の賃借対照表と損益計算書を活用 することによって経営改善を図ります。</p>
2. 流域下水道特別会計の財務事務について	監査要点：固定資産管理の適正性	<p>各県民局下水道部の「土地取得台帳」は支出命令書から「用地（工事） 進行管理システム」を通じて作成され、本庁の「公有財産台帳」は各県民 局が作成する異動報告書から「公有財産管理システム」を通じて作成され ている。このように現在は2つの財産管理台帳が別々のルートで作成され ている。このため、公有財産の異動登録に關し、「公有財産台 帳」への追加訂正が発生している。記載誤謬の一掃と事務の効率化の觀点 から、両システムの連動を図ることを検討されたい。【意見】</p> <p>県は企業会計を採用していないため、建設仮勘定という科目はありません が、仮資産台帳を作成し管理していく方向で検討していきます。</p>

<p>上記の補助的な牽制の意味も込め、各担当部署においては「公有財産台帳」と「現用」の照合を定期・循環的に実施し、残高の実在性を確認すべきである。【意見】</p>	<p>報告時には財産を管理する所属において財産の残高の実在性の確認をするよう指導していきます。また、県有施設等の全般的な調査を予定しています。</p> <p>土地取得台帳と公有財産台帳を照合し、適正な修正により整合を図りました。また、公有財産異動時のチェック及び現地確認を毎年度徹底することにより、異動登録の記載漏れをなくすとともに残高の確認を行うこととしたしました。</p>	
<p>三重県土地開発公社から取得した浄化センター用地の取得価額は用地費だけで計上されていた。支払利息を土地の取得価額に算入することには別途の議論もあるが、先行取得に係る契約書の条項に照らし、土地取得に係る補償費等813,870円（支払利息を含む）も土地の価額に算入すべきである。【指摘】</p>	<p>用地取得価格について、算入漏れとなつた補償費、事務費及び支払利息を用地費に算入し、公有財産台帳を訂正しました。</p>	
<p>北勢県民局で公有土地の一部を売却した際、売却価額をもって、払出価額としましたため、土地の減少額が33,058千円多く記録されました。【指摘】</p> <p>北部浄化センターの用地として取得した土地に隣接する土地を寄贈されたが、当該受贈土地は地積(4,200m<sup>2</sup>)だけの登録となつている。この場合においても、隣接土地の取引価格を参考に評価し、受入れたこと自体の妥当性が問われる。当該土地に価値がないとすれば、受入れたこと自体の妥当性が問われる。【意見】</p>	<p>公有財産台帳の払出価格について、売却価格から取得価格（合帳価格）に訂正しました。</p> <p>寄贈土地について、価格評価をしていかつたため、隣接土地の取得価格を参考に受入価格を算定し、公有財産台帳を訂正しました。</p>	
<p>川越町への譲渡が行われた土地に係る区分所有権（地上権）の抹消手続きが行われていない。【指摘】</p>	<p>区分所有権（地上権）の抹消手続きを行つていなかつたため、手続きを完了しました。</p>	
<p>監査要点：工事契約内容の効率性</p>	<p>管渠工事を数km毎に区分して一回一回入り手続きを執ることは、非効率に見えるが、現行の制度上では致し方ないと思われる。しかしながら、設計・施工の一括方式の採用等、工事コスト削減に対し前向きな取り組みも必要である。【意見】</p>	<p>工事発注においては、推進工事の長距離施工導入による立坑数の削減等工事発注におけるコスト縮減を図っています。</p> <p>また、新しい技術力によりコスト縮減を図る「契約後VH方式」を取り入れるなど条件が整つたところから取り組んでいきます。</p>
<p>工事の進捗管理を目的として、年度予算の執行状況を管理する「工事進捗状況表」と現場における工事進捗を見るものとして請負業者作成の「工程表」がある。工事運営の責任所在の明確化の観点からも、両者の一体的な活用と、現場確認の実施状況の具体的な記録保管が必要である。【意見】</p>	<p>工事運営の責任所在を明確にするため、工事進捗状況表及び工事打合簿による記録を行い、遅延の減少に努めています。</p>	
<p>監査要点：下水道公社への委託費の効率性</p>	<p>① 現行規定によれば、下水道公社自身のコスト削減努力が同公社の決算書に反映されない仕組みになつていて、モチベーション高揚のためにも、経営努力の成果を表現できる方式を考えることが必要である。【意見】</p> <p>② 下水道公社が民間業者に2次委託している業務を県から直接民間に</p>	

監査要点：市町村からの負担金の収納管理	委託することにより、委託費の効率性を考えてはどうか。【意見】 差はなく委託料は同額となります。なお、県が直接委託を行うことは、遠方からの監視となり危機管理等も含め効率的ではないと考えています。	要領」に基づき委託費の積算を行っており、県と公社で委託費の積算に期限内納付について市町村に周知徹底することが第一と考え、市町村負担金収納管理理事務の取り扱いを定め、適正な収納管理を行っています。また、平成 14 年度に市町村下水道主管課長会議で、期限内納付の要請を行うとともに、納入通知書に添えて期限内納付を依頼する文書を送付しました。平成 15 年度については、2 月末現在で遅延はありません。
監査要点：会計事務の自己検査の適切性	会計事務自己検査要綱による自己検査は、適切に実行されていると思えるものの、多大な検査項目並びに検査回数の多さから形式的な検査の執行といった観点から自己検査要綱の見直しが必要である。【意見】	会計事務自己検査要綱及び会計事務自己検査要領を平成 15 年 4 月から改正しました。自己検査が形骸化しないよう、年度内の自己検査の回数は減らしましたが、検査項目をわかりやすく密度が確保されたものにしました。
監査要点：下水道公社の出納その他の事務執行について	監査要点：委託料の合規性及び効率性 ① 汚泥処理において、処理コスト削減を図るべく、処理業者に対し競争原理を持ち込むような制度を考えても良い。【意見】 ② 平成 14 年度に、一部であるが、汚泥のセメント原材料へのリサイクル化が実施され、コスト削減に寄与している。「三重のくにづくり宣言」における「資源循環型社会の構築」政策をより推進する意味からも、地盤改良材・セメント・タイル等へのリサイクル率向上が課題である。【意見】 ③ 処理汚泥の払出量は委託業者の検量に依っているが、計量数により委託料が異なることを考えれば、自己の責任において、検量の妥当性を検証することが必要である。【意見】	① 県内業者が少ないため、他県のリサイクル業者を含め見積書を微取することにより、競争原理を動かせるようになります。その結果、処理単価を下げることができます。 ② 汚泥処理については、近年のリサイクル技術の向上により様々な選択肢が考えられるところから、コスト等を勘案し、セメント資源化、コンクリート(堆肥)化を行う業者を選定し、リサイクル率を向上させました。 ③ 従来の総重量のみ検量する方法を改め、汚泥の運搬毎にトラックの総重量と空車重量を計量し随時検量の状況を確認することとした。
監査要点：人件費の負担の合規性及び適正性	下水道公社の職員の退職給与引当金は定年・勤続退職を前提として計算されている。当該計算について特に問題があるものではないが、ただ、民間では終身雇用の制度が崩壊しつつあり、そういうふた社会的な流れの中で、引当金計算の前提を今まで継続していくことの良否につき、検討の余地はあるものと思われる。【意見】	退職給与引当金を計上する人員が少ないことを勘案すると、現状以下の処理を行った場合、支給すべき退職金に不足が生じる可能性があるため、現状の方法で計上したいと考えています。